

5 用 具

(1) 補装具の交付及び修理（事前に相談が必要です。）

障害の内容及び程度に応じ、補装具の交付及び修理費の助成が受けられます。原則として、費用の一割を負担していただきます。

障害種別	種 目（例）
視 覚	盲人安全杖・義眼・眼鏡
聴 覚	補聴器
肢体不自由	義手・義足・装具・車いす・電動車いす・歩行器・歩行補助杖・座位保持装置・重度障害者用意思伝達装置

- ◎ 18歳未満の肢体不自由児の場合は、座位保持いす、起立保持具、排便補助具の交付の助成が受けられます。
- ◎ 電動車いすは、重度の歩行困難者であって、電動車いすによらなければ歩行機能を代償できない方が対象になります。
- ◎ 眼鏡は、矯正眼鏡、遮光眼鏡、コンタクトレンズ、弱視眼鏡をいいます。
- ◎ 補聴器は、箱形、耳掛形、挿耳形をいいます。

◆窓 □ 障害福祉課（82-7616）

(2) 日常生活用具の給付

重度身体障害者（児）、知的障害者（児）、精神障害者（児）、難病患者等及び小児慢性特定疾患児を対象に、日常生活用具の給付を行っています。ただし、費用の一割を負担していただきます。対象となる器具、障害等が細分化されていますので、詳細は窓口でご相談ください。

障害種別	種 目（例）
肢体不自由	頭部保護帽・歩行補助杖（一本杖のみ）・収尿器・便器 訓練ベッド・体位変換器・特殊便器・特殊尿器・入浴補助用具・入浴担架・移動用リフト・訓練いす・特殊寝台・特殊マット・居宅生活動作補助用具
視 覚	盲人用テープレコーダー・盲人用時計・点字タイプライター・盲人用体重計・盲人用血圧計・盲人用体温計（音声式）・盲人用電磁調理器・歩行時間延長信号機小型送信機・点字図書・視覚障害者用拡大読書器・視覚障害者用活字文書読み上げ装置・視覚障害者用地デジ対応ラジオ
聴覚・音声言語	聴覚障害用通信装置・聴覚障害者用屋内信号装置・携帯用会話補助装置・聴覚障害者用情報受信装置・人工喉頭

障害種別	種 目（例）
その他	歩行支援用具・透析液加温器・酸素ボンベ車・ネブライザー・電気式たん吸引器・火災警報器・ストマ用装具・動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）
知的障害	特殊マット・電磁調理器・火災警報器・頭部保護帽・特殊便器
精神障害	火災警報器・自動消火器

◎人工喉頭は、笛式、電動式をいいます。

◆窓 □ 障害福祉課（82-7616）

(3) 軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業（事前にご相談が必要です。）

身体障害者手帳の対象とならない軽度・中等度難聴の児童について、聞こえの改善とことばの習得を促進するため、補聴器購入費の助成を行います。

- ◆対象者
- 1 市内に住所を有している18歳未満の児童
 - 2 聴力レベルが原則として30デシベル以上で、かつ、身体障害者手帳の対象とならない児童
 - 3 補聴器の装用が必要と医師に診断された児童
（医師意見書は指定した医師・様式によるものに限る。）
 - 4 市民税所得割額46万円以上の者がいない世帯に属する児童

◆窓 □ 障害福祉課（82-7616）

(4) 車いすの貸出し

通院や旅行など外出で車いすを一時的に必要とする方に貸出しを行っています。（自己運搬でお願いします。）

◆申込方法 事前に電話連絡等で予約を入れ、貸出日に窓口で申込手続き

◆費 用 無料（維持管理費として、募金の協力をお願いしています。）

◆窓 □ 社会福祉協議会（84-7711）

(5) 緊急通報装置の貸与

緊急な対応が必要な方に緊急通報装置等を貸与します。

◆対象者 65歳以上で実際に秦野市に居住している方、ひとり暮らし在宅者で身体障害者手帳1・2級の方（年齢不問）

◆申込・利用料 高齢介護課に問い合わせをお願いします。

◆窓 □ 高齢介護課（82-7394）